

北海道メジャーグループ プロジェクト 2021 全体ミーティング

2022年（令和4年）3月13日（日）13：30-16：15
障害グループ

障害者が 取り残されて来た 人権が侵される とき

- 障害児・者は障害のない人と異なり以下の生活を強要されてきた歴史
 - 出生時及び幼少時に重度障害が確認されると家族と離れた生活をさせられた
 - 聴覚に障害があると手話の使用が否定され、健聴者社会に合わせるために口話教育が進められた
 - 障害児は、暮らす地域ではない親元を離れ寄宿舎での生活と養護学校への入学を求められた
- 上記の歴史は改善された面もあるが障害者権利条約や障害者差別解消法成立後も障害に基づく制限と制約がある
 - 路線バスの利用時には事前に予約が必要
 - JRの利用時は無人駅を利用できない
 - 日常生活において全面介助が必要なのに必要な介助時間が確保できない

自立生活を 支える サービス 訪問介助

- 生活のなかで必要な介助をヘルパーにより提供を受ける制度
- どんなに障害が重くとも一人暮らしが可能に
- 必要な時間数を申請を出して認められた部分が支給対象となる
- トイレの回数、何時に寝て、何時に起きるか食事は何時に外出回数聞かれる

**皆さんは1日何回トイレに行くか意識していますか？
トイレに行く時間は決まっているのでしょうか？**

事例として

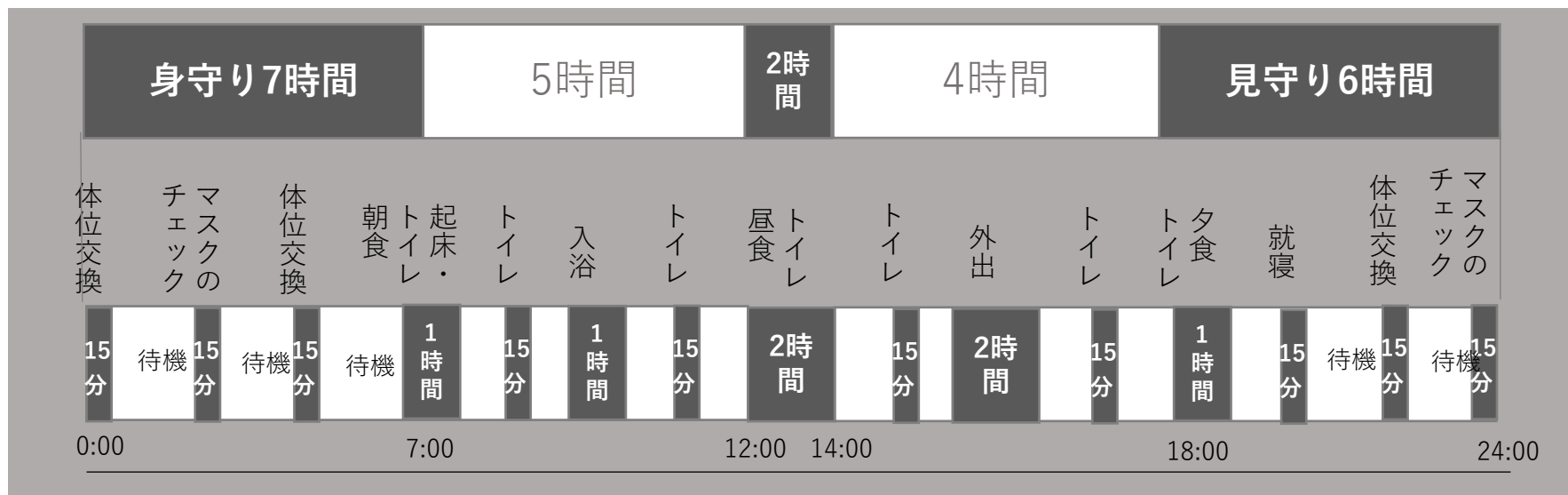
- 寝返り、排せつ、飲水に介助が必要、夜間に常に介助者がいる必要がある
- 夜間に鼻マスク式人工呼吸器利用
- 介助は主に夜間に介助者がいる必要性があったため**日中は介助者なしの時間が多く**、一人ではトイレに行けないので水分や食事を減らす「我慢」した生活。体調不良をきたすことも。
- **日中にも「我慢」しない生活を送りたいと介助時間数を増やすように申請**

日中の介護時間数を伸ばしたい



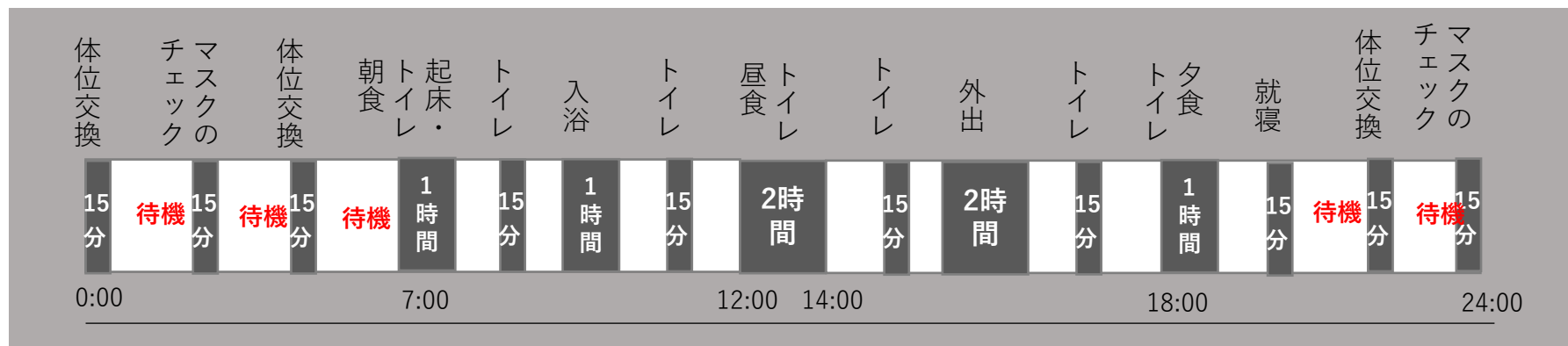
事例として

- 時間数を増やしたく申請したところ、これまで認められていた**夜間**についても**個別具体的な介助の内容の必要性および介助にかかる時間数の「証明」**を求められ、それに対応する時間数のみ認められた
- 人工呼吸器の鼻マスクが就寝時にずれる可能性を強調したが「**生命の危険性がない**」という理由で就寝時の常に介助者がいて実際に介助していない時間は報酬の対象としない
- 介助者が家にいても体位交換等の具体的な介助を受けている時間以外は介助とみなさない（札幌市）



事例として

- 確実に必要と認められる介助時間数のみしか介助と認めない
- 細切れの介助のみで、介助者が自宅から来たり帰ったりは非現実的
- 下記の時間通りに毎日決まった時間にトイレや体位交換、鼻マスクのずれることはない
- こんな細切れで来てくれる事業所も介助者もいない
- この方の場合、特に夜間に介助者がいないと地域での生活が送れなくなる



求めている
ことは
すべて
ごく
当たり前の
こと

- 人間が人間らしく生きることが当たり前の権利
- SDGsの目標の一つとして「すべての人に健康と福祉を」そして「誰一人取り残されない」とある
- 事例は私たち障害のある者の困っていることのほんの一例
- 地域で介助を受けながら自立した生活を送るためには社会生活全般に課題はたくさんある

私たち障害がある者が求めているのは害のない者と同等の生活

これからの行動

札幌市は2030年に冬季オリンピックと初の冬季パラリンピックを招致

招致するためにも札幌市が世界に誇れる福祉の制度が整い障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすい街に

そのために、私たち障害当事者（障害児の親や障害福祉に関わる者も含む）は

課題について声を出し、

全てのことに関わり、

改善に向けて行動し、

誰一人取り残されない社会となることを願い、

目標達成のために実行していく